

須坂市緊急総合経済対策について

須坂市は、原油・原材料価格の高騰等に加えて、世界的な金融不安や景気悪化への懸念の広がりを背景とする経済状況等の悪化に対し、国、長野県の経済対策との整合等を図りながら、市として対応可能な施策に、関係部局が連携して的確に取り組むことにより、市民生活や企業活動の安心・安定が図られるよう、須坂市緊急総合経済対策本部を設置するとともに、緊急支援のための相談室の設置、相談窓口の充実を図り、市民生活、企業活動等への総合的支援、対策を講じることとしました。

須坂市緊急総合経済対策本部の設置

設置期日 平成20年11月10日（月）

緊急総合経済対策

1 相談窓口の充実

(1) 工業緊急支援相談室・商業観光緊急支援相談室

工業課に工業緊急支援相談室を、商業観光課に商業観光緊急支援相談室を設置し、次の業務を行います。

- ①中小企業者等への融資あっせん等、緊急経済対策に係る相談支援等
- ②経済情報等の収集及び現状把握
- ③須坂商工会議所等関係団体等と連携した支援施策の周知
- ④その他緊急経済対策の相談等に関すること

(2) 農業緊急支援相談室

農業従事者に対しては、次に掲げる補助金、融資制度等の周知を図る中で、支援を行います。

- ①農業振興に関する補助金交付要綱
- ②農業近代化資金利子補給金
- ③農業バックアップ資金融資あっせん要綱

(3) 納税相談窓口

引き続き毎月月末の夜間（月末の木・金曜日の午後5時30分から午後7時45分まで）及び日曜（午前9時から午後4時まで）納税相談窓口を開設し納税相談の充実に努めます。

(4) 生活相談窓口

民生児童委員協議会世帯更正資金の貸付相談など、生活相談窓口の充実に努めま

す。

(5) 消費者相談窓口

消費トラブル（悪徳商法・多重債務）に合わない等の啓発など、消費相談窓口の充実に努めるとともに、相談室を改修し、相談しやすい場所の提供に努めます。

2 生活困窮者・福祉施設への原油高騰対策支援金の給付

(1) 生活困窮者への支援

(対象者)

住民税非課税世帯で次の条件に該当する世帯

(1) 75歳以上だけの世帯
(2) 介護保険の要介護4、5の人のいる世帯
(3) 重度障害者のいる世帯 (身体障害者1、2級、知的障害者A1、A2、精神障害者1、2級)
(4) 特定疾患医療受給者世帯
(5) 母子・父子世帯
(6) 生活保護世帯

世帯数 約1,950世帯

(支援金)

1世帯当たり5,000円×1,950世帯=9,750,000円

(2) 福祉施設への支援

(対象施設)

通所施設、入所施設

(支援金)

施設の定員規模に応じて支援金を給付する。

定員50人以上	150,000円
定員21人以上	60,000円
定員20人以下	20,000円
定員10人以下	10,000円

通所施設（31施設） 1,210,000円

定員50人以上	300,000円
定員21人以上	180,000円
定員20人以下	60,000円
定員10人以下	30,000円

入所施設（11施設） 2,040,000円 合計 3,250,000円

3 中小企業支援

(1) 市制度資金の拡充

- ① 原油・原材料高対策資金の融資限度額引上げ
【限度額】現行2,000万円→3,000万円
- ② 緊急経済対策支援資金（仮称）の創設
【資金使途】運転資金
【限度額】1,000万円以内
【利率】年1.9%
【期間】6月以内
【返済方法】月賦償還又は期日一括償還
【取扱期間】平成21年3月31日まで

※既に実施しているもの

原油・原材料高対策資金

【限度額】2,000万円以内

【利率】年2.0%

【期間】7年以内

【創設月日】平成20年4月1日

【斡旋実績】平成20年9月末現在 13件 195,000千円

(2) 中長期的支援

第2期の須坂市産業活性化戦略会議を設立し、農業・商業・工業・観光の連携を促進し、また、農協、商工会議所との連携をより密にし、産業の活性化を戦略的に実施

(3) その他の支援策

- ① 市内主要企業25社を対象に、須坂商工会議所と連携し、訪問等による状況調査
- ② 11月14日開催予定の企業支援施策説明会での周知
- ③ ゆめわーく須坂での就業相談の周知(市報・須坂新聞)
- ④ 国において平成20年度補正予算対応で平成17年度で終了していた太陽光発電設置補助を復活をすることから、市でも一般市民向けの太陽光発電設置補助を検討する。
- ⑤ 国(補正予算含む)県の対策動向を注視し、これらの対策に呼応した新たな施策の策定

※既に実施しているもの

- ① 受発注の斡旋 中小企業支援センターの受発注情報等の周知
- ② 勤労者融資生活資金の周知と活用(労働金庫須坂支店への周知宣伝依頼)
- ③ 緊急経済対策事業の周知PR

- ア 新エネ重点プロジェクト設備導入支援
- イ 専門家派遣事業
- ウ エコアクション21取得支援
- ④ 7月から9月までの動向調査を10月に実施
- ⑤ 労働団体との懇談会(10月30日)での周知

4 その他の支援策

(1) 公共工事関係

- ① 請負金額の前払制度(40%)の活用
- ② 最低制限価格による、無理な請負防止
- ③ 予定工事等事業の前倒し発注
- ④ 建設工事請負契約約款第25条第5号(単品スライド条項)の運用
(適用日 平成20年10月1日)
- ⑤ 本年度下水道整備事業の工事請負費について、入札差金等を予算の範囲内で事業年度を繰り上げて発注する。(見込額 50,000千円)

(2) 学校給食センター関係

- ① 給食費の据置
食材高騰の中ではあるが家計への影響を配慮し、保護者が負担する給食費を今年度(20年度)は据え置く。
- ② 地産地消の推進
野菜果物は可能な限り地元産のものを取り入れるよう努める。(全使用量の10%以上を目標とする)米は引き続き地元産を100%使用する。
- ③ 重油使用量の削減
今年度上半期の使用量を対前年比91.5%(45,299㍑→41,424㍑)に削減した。

(3) 配食サービス関係

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯に対する「食」の自立支援事業(配食サービス)を社会福祉協議会に委託をしているが、食料・燃料費が高騰しているなか、受託業者(2社)の企業努力により弁当料金を据置きにいただいている。